

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日（昭和四年四月十五日第三種郵便物認可）

目次

- ◇ 規 則 鳥取県会計規則の一部改正
- 鳥取県手数料徴収規則の一部改正
- 鳥取県収入証紙規則の一部改正
- ◇ 訓 令 鳥取県文書事務処理規程の一部改正
- 鳥取県収入証紙取扱細則の一部改正
- ◇ 告 示 公有水面の埋立の承認
- ◇ 選管告示 公職の候補者の選挙運動に関する報告書要旨（知事）
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集
- 昭和三十年年度県立高等学校の学区外志

（県議）

規 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年二月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第六号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十八條の次に次の二條を加える。

願者取扱要項

〃 〃 県外志願者取扱要項
課程別生徒数

(収入の所属更正)

第四十八條の二 出納長又は出納員は収入の所属について、あやまりがあるときは、収入(定額戻入)金所屬更正通知書(様式第二十号の一)にその領收済通知書を添えて所屬県金庫に通知するとともに、更正先の出納長又は出納員に対し、その旨を通知しなければならない。

第四十八條の三 県金庫は、前條の規定により通知を受けたとき、その所屬金庫の異なるときは、第四十二條第一項及び第二項の規定に準じ整理しなければならない。

鳥取県会計規則附屬様式に次のように加える。

第二十号の一 収入(定額戻入)金所屬更正通知書
様式第二十号の次に次のように加える。

様式第二十号の一
収入(定額戻入)金所屬更正通知書
一金

収入(定額戻入)金の所屬更正する署名及び所屬県金庫名上記のとおり更正されたい。

昭和 年 月 日
鳥取県出納員 氏 名

鳥取県金庫 中
附 則

この規則は公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年二月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第七号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表中十六から十八までを次のように改める。
十六から十八まで 削除

別表中二十一から二十三までを次のように改める。
二十一から二十三まで 削除

別表中二十七から二十九までを次のように改める。
二十七から二十九まで 削除

別表中三十四から三十六までを次のように改める。
三十四から三十六まで 削除

別表中三十六の七から三十六の九までを次のように改める。
三十六の七から三十六の九まで 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十九年六月一日から適用する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年二月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第八号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。

第一條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十條の規定及び法律又はこれに基づく政令による手数料並びに地方税法による県税で別表第一に定めるものは、県において発行する収入証紙(以下「証紙」という。)により徴収する。

第三條第一項中「手数料及び県税」を「使用料、手数料

及び県税」に改める。

別表第一に次の一号を加える。

五 地方自治法第二百二十條の規定に基づく使用料

(一) 鳥取県立図書館使用料條例に基づく使用料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取縣訓令第一号

庁 中 一 般
各 府 縣

鳥取県文書事務処理規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

昭和三十年二月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

別表一課名記号表中「統計企画課 統企」を「企画広報

課 企広」に「児童課 兒」を「婦人児童課 婦兒」に改め、「地方課 地」の次に「統計課 統」を、「商工課 商」の次に「觀光課 觀」を加える。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和三十年二月二十四日から適用する。

2 この訓令適用のさい、従前の記号を用いているものについては、別表一の改正にかかわらずその記号を用いるものとする。

鳥取縣訓令第二号

庁 中 一 般
各 府 縣
鳥 取 県 庫

鳥取県収入証紙取扱細則（昭和二十八年六月鳥取県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

昭和二十九年二月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第十四條 及び第十六條中「収入証紙手数料（県税）徴收整理簿」を「収入証紙使用料、手数料（県税）徴收整理簿」に改める。

第十七條中「収入証紙手数料（県税）徴收整理簿」を

「収入証紙使用料、手数料（県税）徴收整理簿」に「収入証紙手数料（県税）収入状況報告書」を「収入証紙使用料、手数料（県税）収入状況報告書」に改める。

第十八條第一項中「手数料」を「使用料、手数料及び県税」に改める。

様式第十一号中「収入証紙手数料（県税）徴收整理簿」

を「収入証紙 使用料（県税）徴收整理簿」に「手数料（県税）徴收高」を

使用料（県税）徴收高」に改める。

様式第十二号中「収入証紙手数料（県税）収入状況報告書」を「収入証紙 使用料（県税）収入

（寺宮藩中職）に改める。

附 則

この訓令は公布の日から施行する。

鳥取縣告示第五十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）

第四十二條の規定により次のように公有水面の埋立を承認した。

昭和三十年二月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一、埋立の場所及び面積 西伯郡境港町外江町地先六五〇平方米
- 二、埋立の目的 物揚場造成
- 三、工事しゆん功期限 昭和三十一年三月二十一日
- 四、埋立の承認を受けた者 第三港湾建設局長

鳥取県選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九條

第一項の規定により提出された昭和二十九年十二月四日

執行の鳥取県知事選挙の候補者の選挙運動に關してなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨はつぎのとおりである。

昭和三十年二月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

公職の候補者の選挙運動に關する收支に關する報告書要旨

一、選挙の種類 昭和二十九年十二月四日執行鳥取県知事選挙

二期間 十一月五日 十二月十九日

三、報告書の要旨

候補者氏名	出納責任者氏名	寄附及びその他の収入の総額	支出の総額		差引	報告書受理年月日
			立候補の準備のための支出	選挙運動のための支出		
遠藤 茂	木谷 節造	五八、三〇・〇〇	一一、九五・〇〇	三七、〇〇・〇〇	二八、〇〇・〇〇	元、二、一八
岡垣 一	岡垣 伝重	三六、四八・〇〇	三三、〇三・〇〇	三、四五・〇〇	三、〇三・一八	元、二、一八
中田 政美	建部 千代治	五四、〇〇・〇〇	四六、九六・〇〇	八、〇四・〇〇	一七、〇三・〇〇	元、二、一八
西尾 愛治	下田 一清	五〇、〇〇・〇〇	四八、五六・〇〇	二、四四・〇〇	二、四四・〇〇	元、二、一八

四、主要な寄附者及び支出

(一) 寄附者

候補者氏名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事務所の所在地
遠藤 茂	六、五〇〇	一	関 万四郎	農 業	鳥取県西伯郡逢坂村
	四、〇〇〇	一	松井 豊藏	農 業	鳥取県西伯郡逢坂村
	三、〇〇〇	一	長原 照男	農 業	鳥取県西伯郡逢坂村
	四、〇〇〇	一	田中 義一	農 業	鳥取県西伯郡逢坂村
	九、五〇〇	一	井上 雪治	農 業	鳥取県西伯郡逢坂村
	二、五〇〇	一	野間 正義	農 業	鳥取県西伯郡逢坂村
	二、八〇〇	一	豊島 龍三	農 業	鳥取県西伯郡逢坂村
	五、八〇〇	一	金田 長次郎	農 業	鳥取県西伯郡逢坂村
	三、三〇〇	一	永見 重雄	農 業	鳥取県西伯郡逢坂村
	二、八〇〇	一	福留 芳三郎	農 業	鳥取県西伯郡逢坂村
	四〇〇	一	亀井 健三	無 職	鳥取県西伯郡逢坂村
	一、〇〇〇	一	光木 健考	商 業	鳥取県米子市
	二、五〇〇	一	金山 正明	会社役員	鳥取県東伯郡由良町
	一、〇〇〇	一	日本農民組合	団 体	鳥取県西伯郡大山村
	一、〇〇〇	一	赤松 支部	団 体	鳥取県西伯郡大山村

1 遠藤 茂	候補者氏名	2 支	3 中田 政美
20,000	支出の総額	10,000	10,000
10,000	件数	1	1
10,000	支出の目的	三伯医師会	鳥取県鳥取市
10,000	雑費	青木株式会社	大阪府大阪市
10,000	休泊費	青木株式会社	鳥取県鳥取市
10,000	文具費	青木株式会社	
10,000	印刷費	青木株式会社	
10,000	交通費	青木株式会社	
10,000	家賃	青木株式会社	
10,000	人件費	青木株式会社	

2 岡垣 一	3 支	4 中田 政美
1,000	支出の総額	1,000
1,000	件数	1
1,000	支出の目的	鳥取県鳥取市
1,000	雑費	鳥取県鳥取市
1,000	休泊費	鳥取県鳥取市
1,000	文具費	鳥取県鳥取市
1,000	印刷費	鳥取県鳥取市
1,000	交通費	鳥取県鳥取市
1,000	家賃	鳥取県鳥取市
1,000	人件費	鳥取県鳥取市

2	岡垣	一	六三、〇〇〇	七	人件	費
			三三、〇〇〇	八	通信	費
			七七、九八八	二	印刷	費
			九、〇〇〇	二	廣告	費
			四九、二〇〇	一〇	具費	費
			五、一〇〇	五	泊費	費
			六、八〇〇	二	雜費	費
			二、二一〇	四	會場	費
3	中田政美	一	四、八〇〇	四	人件	費
			四、〇〇〇	一〇	通信	費
			四、八五八	三	印刷	費
			七、六〇〇	二	廣告	費
			一、五〇〇	三	具費	費
			七、一〇〇	七	泊費	費
			二、八〇〇	二	雜費	費
			一、三〇〇	六	會場	費
			一、四〇〇	一〇	人件	費

4	西尾愛治	一	七三、八二五	四	人件	費
			四七、九四四	八	通信	費
			四、九七三	三	印刷	費
			三六、三三七	二〇	廣告	費
			八、〇〇〇	三	具費	費
			五、一〇〇	八	泊費	費
			八、一一〇	一〇	雜費	費
			六、六六一	二	會場	費
			九〇、二二五	四	人件	費
			九、一〇一	二	通信	費

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九條

第一項の規定により提出された昭和二十九年十二月四日

執行の鳥取県議会議員日野郡選挙区補欠選挙の候補者の

選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに

支出の報告書の要旨はつぎのとおりである。

昭和三十年二月一日 鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

公職の候補者の選挙運動に関する報告書要旨

一、選挙の種類 昭和二十九年十二月四日執行鳥取県議会議員日野郡選挙区補欠選挙

二期 間 十一月十三日
十二月七日

三、報告書の要旨

候補者氏名	出納責任者氏名	寄附の総額	寄附の収入額	立候補の準備のための支出	選挙運動のための支出	差引	年受報告書月理日
長尾四郎	加藤知義	九、四三三	六、一四三	一〇、四九〇	六、二九三	二六、五〇〇	二九、二、二、四
新見修	中租規矩夫	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	五、四九〇	五、四九〇	一八、〇〇〇	二九、二、二、七
舟越為佐男	藤原隆治	七九、三七	七九、三七	二、六五七	六、六六〇		二九、二、二、一

四、主要な寄附者及び支出

一、寄附者

候補者氏名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事務所の所在地
1 長尾四郎	二八、五〇〇	一	長尾寅夫	自送自動車業	鳥取県日野郡黒坂町
2 新見修					
3 舟越為佐男					

二、支出

候補者氏名	支出の総額	件数	支出の目的
1 長尾四郎	一四、七五〇	五	人件費
	二、八〇〇	四	通信費
	二、九一〇	二	交通費
	一、〇五〇	一	印刷費
	三、二〇〇	一	広告費
	三、三〇〇	八	文具費
	一、一九〇	七	文書費
	一、一〇〇	三	休泊費
	六〇〇	一	食糧費
	一、一〇〇	三	雑費
2 新見修	九、四〇〇	一	人件費
	八、五〇〇	五	人件費
	一、四、三〇〇	二	通信費
	九、六五〇	四	交通費
	二、三〇〇	一	印刷費
	九、九〇〇	四	広告費

鳥取県教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第六号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年二月一日

鳥取県教育委員会委員長 三 木 順 治

一、日 時 二月四日午前十一時

一、場 所 県教育委員会の議室

一、議 題 定例報告についてその他

鳥取県教育委員会告示第七号

昭和三十年度県立高等学校学区外志願者取扱要項を次のように定める。

昭和三十年二月一日

鳥取県教育委員会

昭和三十年度県立高等学校学区外志願者取扱要項

一、鳥取県立高等学校通学区に關する規則(昭和三十

3 船 越 為 佐 男

九百〇	八百〇〇	三六〇〇	三六〇〇	三五、六七	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	七	二、一〇〇	一、三〇〇	二、一〇〇
一	一	八	三	三	六	二	五	三	一	二	四
文	休	食	人	家	通	交	印	広	文	休	食
具	泊	糧	件	屋	信	通	刷	告	具	泊	糧
費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費

年鳥取県教育委員会規則第一号(第三條の規定に基き、昭和三十年度県立高等学校入学志願者のうち、学区外高等学校に出願する者については、次の基準によつてこれを許可する。

1 本年五月三十一日までに確実に保護者と共に、他学区に住所地を変更する場合

2 通学距離、学資支弁者の關係、その他眞にやむを得ない事情で他学区の近親者の住所地に居住する場合

二、前項各号に該当し、学区外高等学校に志願しようとする者は、別に定める手続によつて県教育委員会の許可を受けなければならない。

三、出願の手続については教育長がこれを定める。

鳥取県教育委員会告示第八号

昭和三十年度県立高等学校学区外志願者取扱要項を次のように定める。

昭和三十年二月一日

鳥取県教育委員会

昭和三十年度県立高等学校県外志願者取扱要項

一、昭和三十年度県立高等学校入学志願者のうち、鳥取県公立中学校の出身者（卒業見込の者を含む）で保護者（親権者又は後見人）と共に居住している志願者以外の志願者（以下県外志願者という）は次の各号に該当する場合を除き、県立高等学校の出願を原則として許可しない。

1 次表上欄に掲げる指定地域の志願者が、下欄に掲げる高等学校に志願する場合。この場合出願許可の手續を必要としない。

兵庫県	県名		指定地域	許可学校
	郡	町 村		
美方郡	八田村	大庭村、照来村	鳥取高校	

岡山県	真庭郡	八束村、川上村、中和村	倉吉東高、倉吉西高、倉吉農高
	阿哲郡	新郷村、千屋村	日野産高
鳥根県	八束郡	美保関町、片江村、森山村	境水産高

2 前号以外の県外志願者で、左のいずれかに該当する場合

- (1) 鳥取県内に保護者と共に住所地を変更し、引き続き従前の中学校に通学している者
- (2) 本年五月三十一日までに確実に保護（親権者又は後見人）と共に鳥取県内に居住する者
- (3) 学資支弁者、その他特別の事情により高等学校進学に伴い、やむを得ず、鳥取県内の近親者等の居住地に居住する場合

二、前項第二号によつて県立高等学校に入学を希望する県外志願者は、別記第一号様式による願書に出身学校

長の証明書及び次の書類を添えて県教育委員会（学事課）に提出しなければならない。

- 1 (1)に該当する場合
保護者及び志願者の居住証明書
- 2 (2)に該当する場合
事情を証明するに足る資料
- 3 (3)に該当する場合
近親者の居住証明書、親族関係の証明書、近親者の同居承諾書及び身元引受書、特別事情を証明するに足る書類
- 三、願書の受付期間は二月十日から二月十九日までとする
- 四、県教育委員会は、審査の結果、願書記載の事実が真実で事情止むを得ないものと認められたものについて別記第二号様式による出願許可書を交付する。
- 五、出願許可書の交付を受けた志願者は入学志願書にこれを添えて提出しなければならない。
- 六、県外志願者については第二志望を認めない。

七、県外志願者が虚偽の事実を出願していることが判明した場合は、入学許可後でも、入学を取消することができる。

第一号様式
県立高等学校県外志願者出願許可願

住所地
保護者氏名 (続柄)
本人氏名
生 年 月 日

私は左記の事情によつて鳥取県立 高等学校 課程に入学志願したので許可して下さいませう。特別事情を証明する書類を添えてお願いいたします。

- 記
- 一、保護者住所
 - 二、居住予定地
 - 三、出身学校
 - 四、特別事情（具体的、詳細に記入する。）

昭和三十年度 県立高等学校の課程別募集生徒数

鳥取農業	鳥取		鳥取西		鳥取東		高等学校名	
	定時制	全日制	定時制	全日制	全日制	全日制	定時制	全日制
農業科	農業科	農業科	工業科	普通科(夜間)	普通科	普通科	普通科	普通科
農業課程	農業課程	農業課程	機械課程 電氣課程 金屬化學 建築	普通課程	普通課程	普通課程	普通課程	普通課程
鳥取市湖山一二五八番地	鳥取市湖山一二五八番地	鳥取市立川町五丁目三二〇番地	鳥取市立川町五丁目三二〇番地	鳥取市東町二番地 三番地	鳥取市東町二番地 三番地	鳥取市立川町五丁目二一〇番地	鳥取市立川町五丁目二一〇番地	鳥取市立川町五丁目二一〇番地
約三〇	約五五〇〇	約五〇	約四四〇〇 四八〇〇 五四〇〇	約五五〇〇	約四四〇〇 五五〇〇	約二〇〇	約二〇〇	約二〇〇

鳥取県教育委員会 殿

保護者氏名 本人氏名 印

出身中学校長 印

第二号様式 出願許可書

一、住所地 県 郡市 町 番地

二、居住予定地 県 郡市 町 番地

三、出身学校 県 郡市 町 中学校卒業見込

四、志願者氏名

審査の結果事情止むを得ないものと認、左記の通り出願を許可する。

鳥取県立 高等学校 課程

昭和三十年二月一日 鳥取県教育委員会

倉吉西	倉吉東			青谷		智頭農林	
	定時制	全日制		定時制	全日制	定時制	全日制
家庭科 普通科	普通科(夜間)	商業科	工業科	普通科	農業科	普通科	農業科
家庭 普通課程	普通課程	商業課程	機械課程 電機課程	普通課程	農業課程 農村家庭	普通課程	農業課程 農村家庭
倉吉市余戸谷町三〇五八番地	倉吉市堺町二丁目二〇一番地	倉吉市堺町二丁目二〇一番地	倉吉市堺町二丁目二〇一番地	倉吉市堺町二丁目二〇十番地	氣高郡青谷町北浜二九一番地	氣高郡青谷町北浜二九一番地	八頭郡智頭町智頭七二一番地の二
約 二〇〇 五〇	約 四〇	約 一〇〇	約 四〇〇	約 二〇〇	募集 停止	約 一〇〇	募集 停止

八頭			岩美農業				
定時制	全日制		定時制	全日制			
農業科	家庭科	普通科	農業科	農業科			
農業課程 農村家庭	農業課程 農村家庭	農業課程 農村家庭	農業課程 農村家庭	農業課程 農村家庭	農業課程 農村家庭	農業課程 農村家庭	農村家庭
八頭郡八上村曳田七二七番地	八頭郡若桜町若桜五〇一番地	八頭郡家町久能寺七二五番地	八頭郡家町久能寺七二五番地	岩美郡岩美町浦富七〇八番地	岩美郡岩美町浦富七〇八番地	鳥取市倭文六五番地	氣高郡鹿野町寄田三一三番地
約 三〇	約 三〇	約 五〇	約 二五〇 五〇	募集 停止	約 五〇〇	約 三〇	約 四〇

米子工業	米子南		米子西	米子東		養良農業		
	定時制	全日制	全日制	定時制	全日制	定特制	全日制	
工業科	農業科	商業科 農業科 實業科	普通科 家庭科	普通科 商業科 普通科(夜間)	普通科	農業科	農業科	
機械課程 電氣課程	農業課程 農村家庭	商業課程 農園	普通課程 家庭	普通課程 商業	普通課程	農業課程 農村家庭	農業課程 農村家庭	農業課程 農村家庭
米子市博労町四丁目二〇番地	西伯郡境港町竹内五五番地	米子市長砂町一八八番地	米子市錦町一丁目一〇三番地	米子市勝田町三〇七番地	米子市勝田町三〇七番地	西伯郡大山村佐摩三四〇番地	西伯郡高麗村今津二八六番地	西伯郡高麗村今津二八六番地
約	約	約	約	約	約	約	約	約
八〇〇	三〇	一五〇〇〇	二五〇〇	五五〇〇	三五〇	二〇	三〇	八八〇

由良育英			河北農業		倉吉農業			
定時制	全日制	農業科	定時制	全日制	定時制	全日制	農業科	
農業科		普通科 家庭科	農業科	農業科 家庭科	農業科	農業科	農業科	
農業課程 農村家庭	農業課程 農村家庭	普通課程	農業課程 農村家庭	農業課程 農村家庭	農林課程 農園土木	農林課程 農園土木	農林課程 農園土木	
東伯郡東伯町保五七一番地	東伯郡赤碕町赤碕字狐塚野一九二番地	東伯郡由良町由良宿一六〇八番地	東伯郡由良町由良宿一六〇八番地	倉吉市上井町四三〇番地	倉吉市上井町四三〇番地	東伯郡三朝町大瀬字戸崎九九六番地	倉吉市大谷一六六番地	倉吉市大谷一六六番地
約	約	約	約	約	約	約	約	約
四〇	四〇	三〇	二五〇〇	三〇	四五〇〇	三〇	五〇	一四〇〇

注 河北農業高、由良育英高の家庭別科及び米子南高の実業別科は一年、境水業高の無電別科は二年制の履習課程である。

日野産業					
定時制					全日制
農業科				商業科	農業科
農業課程 農村家庭	農業課程 農村家庭	農業課程 農村家庭	農業課程 農村家庭	商業課程	農林課程
日野郡溝口町溝口三一一番地	日野郡阿昆縁村阿昆縁一四二八番地の一	日野郡日野上村矢戸一六四番地の一	日野郡江府町小江尾六二番地	日野郡黒坂町黒坂字紺屋田二一〇番地の一	日野郡黒坂町黒坂字紺屋田二一〇番地の一
約 三〇	約 二〇	約 三〇	約 三〇	約 三〇	約 四五〇

根雨		境水産		境		法勝寺農業		
定時制	全日制	全日制		定時制	全日制	定時制	全日制	
普通科	普通科	無電別科	水産科	普通科(夜間)	家庭普通科	農業科	農業科	土木応用化学
普通課程	普通課程		漁撈課程 製造	普通課程	家庭普通課程	農業課程 農村家庭	農業課程 農村家庭	電波通信
日野郡根雨町根雨中祖三三八番地の一	日野郡根雨町根雨中祖三三八番地の一	西伯郡境港町山中二〇六四番地	西伯郡境港町山中二〇六四番地	西伯郡境港町東本町二番地	西伯郡境港町東本町二番地	西伯郡法勝寺村法勝寺とかまき地内	西伯郡法勝寺村法勝寺とかまき地内	〃〃〃
約 二〇	約 一五〇	約 四〇	約 三三〇	約 三〇	約 二五〇〇	募集停止	約 五五〇〇	約 四四〇〇